

よくある質問について

Q 推薦書類は電子データで送らなければいけないか。

A 推薦書類については、郵送又は持参でも提出していただけます。

ただし、「(様式1の添付資料)被表彰候補者情報一覧」及び「(様式3)功績概要」については、必ずエクセル形式によりアップロード専用URLから提出してください。

Q 現在愛知県内に居住しているが、勤務地は県外の場合、推薦の対象となるか。

A 表彰の基準は県内の事業所に勤務する者であるため、対象とはなりません。また、本社は愛知県内で、勤務先は県外のグループ会社や支社になる場合も対象とはなりません。

なお、県内の事業所に勤務している方であれば、居住地は県外でも問題ありません。

Q 団体の長を推薦したいときは、団体の長(本人)が推薦者として推薦してよいか。

A 推薦して差し支えありません。

Q 表彰要領の別表に記載されている職種に該当しない業務に従事している場合、どうしたらよいか。

A 県に相談してください。

Q ⑩地域活動の実績において、証拠書類を紛失したため添付できない場合はどうしたらいいか。

A 証拠書類について、紛失により添付できない場合や添付するものがない場合は証拠書類の内容欄に「なし」とご記入ください。必要に応じて、産業人材育成課から内容の確認をさせていただきます。

Q 証拠書類の賞状等が一部旧姓となっているが、戸籍抄本のような証明書は必要か。

A 証明書の提出は必要ありません。

なお、推薦調書の②氏名欄に必ず旧姓の記載をお願いします。

Q 10年以上前に、道路交通法違反で罰金を払った場合、推薦できないのか。

A 刑法による、刑の消滅規定(※)によって一定期間を経過していれば、推薦できます。

(※)禁固以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられな
いで10年を経過した時は、刑の言い渡しは効力を失う。

罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられ
ないで5年を経過したときも、同様とする。